

## 川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、外国人介護職員が市内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、外国人介護職員受入支援事業の実施に係る費用について、川口市補助金等交付規則（昭和50年川口市規則第24号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、次条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる市内で介護サービスを運営する者（以下「事業者」という。）とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

#### (1) 介護職種の外国人を対象とした集合研修等事業

##### ア 研修対象者

市内で就労する介護職種の外国人とする。

##### イ 研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

##### ウ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

##### エ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

##### オ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。なお、研修対象者への学習効果を向上する観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

#### カ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、同事業で開発・運営している介護の日本語学習に関するWEBコンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等を有効に活用すること。

#### (2) 外国人介護職員受入施設等職員を対象にした研修事業

##### ア 研修対象者

市内の外国人介護職員受入施設等（受入予定施設等を含む。）の職員とする。なお、本研修の受入施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とする。

##### イ 研修内容

外国人介護職員を受け入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護職員が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護職員受入事例の紹介等とする。

#### (補助基準額及び補助対象経費)

第4条 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1欄に掲げる事業ごとの別表第2欄に定める補助基準額と、別表第3欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較していずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

#### (他の助成制度の優先)

第6条 補助対象経費について他の補助制度による補助を受けることができる場合は、当該他の補助制度を優先させるものとする。

#### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が定める期間内であっても、多数の申請により予算の範囲を超える場合にあっては、当該申請により予算の範囲を超えることとなった日をもって、受付を終了する。

#### (交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
- (3) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（承認申請）

第12条 第8条第2項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査等により、その報告に

係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

（交付の時期等）

第15条 前条の通知を受けた補助事業者は、川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の交付決定の取消し又は返還命令は、川口市外国人職員受入支援事業費補助金交付決定取消通知兼返還命令書（様式第7号）によるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）

は、川口市外国人介護職員受入支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度1月31日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助対象経費	
(1) 介護職種の外国人を対象とした集合研修等事業	1 事業者あたり 200,000円	介護職種の外国人を対象とした集合研修等の実施に要する費用	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、その他市長が適当と認めるもの
(2) 外国人介護職員受入施設等職員を対象にした研修事業	1 事業者あたり 200,000円	外国人介護職員受入施設等職員を対象にした研修の実施に要する費用	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、その他市長が適当と認めるもの